

# グループホームたかき運営規程

## （事業の目的）

第1条 この規定は、有限会社和敬会（以下「会社」という）が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業以下（「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従業者が、要介護状態であって認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供し、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

## （運営の方針）

第2条 要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境のもと入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び生活機能訓練を行う事により、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援する事を旨とする。

## （事業の理念）

第3条 ①事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。  
②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。  
③利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。  
④適切な介護技術をもってサービスを提供する。  
⑤常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。

## （事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームたかき
- (2) 所在地 長崎県諫早市高来町峰179番地

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、職員の数及び職内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護従業者と兼務）  
管理者は職員及び事業の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名（介護従業者と兼務）

介護支援専門員は、事務所の認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに関わる調節  
介護保険に対する手続きの代行、認知症対応型共同生活介護計画の作成を行いサービスの妥当性を把握する。

- (3) ユニットにおける配置

\*グループホームたかき A棟・B棟

\*介護従業者 A棟・B棟

常勤務者 10名（1名管理者兼務・1名介護支援専門員兼務）

非常勤務者 9名（夜勤専属者含む）

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の計画に沿って、サービスの提供にあたりると共に、利用者

の生活状況と心身状態の把握に努める。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。(9名×2ユニット)

(1) 介護

- ア. 食事の介護
- イ. 排泄の介護
- ウ. 衣類着脱の介護
- エ. 入浴の介護
- オ. その他必要な身体の介護

(2) 健康管理

(3) 役所に対する手続きの代行、その他社会生活上の便宜の提供

(4) 相談及び援助

- ア. 生活・身上・介護に関する相談及び助言
- イ. その他、必要な相談及び助言

(5) その他サービスの提供

- ア. 教養娯楽設備等の整備
- イ. レクリエーション行事の実施
- ウ. その他、必要な相談及び助言

(利用者の要件)

第7条 ①利用者は、要介護者であって認知の状態にあり、かつ次の要件を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がない者
- (2) 自傷他害のおそれのない者
- (3) 常時、医療機関において治療を要する必要がない者
- (4) 当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者でない者
- (5) 当該認知症に伴って著しい行動異常がない者
- (6) その他の認知症の原因となる疾患が急性の状態でない者

②入居後、利用者の状態が変化し前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある

③退去に関しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続が維持されるよう介護支援専門員等が必要な援助を行う

(介護予防・指定認知症対応型共同生活介護の利用申し込み・決定)

第8条 ①指定認知症対応型共同生活介護を利用しようとする者は、指定認知症対応型共同生活介護利用申込書を事業者宛に提供するものとする

②事業所の管理者は指定認知症対応型共同生活介護利用申込書を受領後、速やかに利用の要否を決定し、本人又は家族に通知する

ただし、緊急を要すると管理者が認める場合は、申込書の提出は事後すみやかに提出するものとする

第9条 ①当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

②短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする

- ③短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする
- ④短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- ⑤入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護の利用額、その他の費用の額)

- 第10条 ①指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受託サービスである場合は、各利用者の負担割合に応じた額とする
- ②前項に掲げるものの他、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の提供において、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする
- |              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| ア. 居室費       | 1日あたり | 350円  |
| イ. 食事材料費     | 1日あたり | 1100円 |
| ウ. 水道光熱費     | 1日あたり | 250円  |
| エ. 理美容代・オムツ代 |       | 実費    |
- オ. その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担する事が適当と認められ、利用者又はその家族が同意したもののみ、支払額を提示できる
- ③前項の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の記名押印のある文章を受けなければならない
- ④利用者等は、毎月、事業所の定める期日までに利用料等を現金納付するものとする。  
(振込み等相談可)

(入居に当たっての留意事項)

- 第11条 ①利用者が外出・外泊を希望する場合には、必ず施設に申し出ること。
- ②利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する
- ③利用者は、施設の清潔・整頓その他、環境衛生の保持のために施設に協力する
- ④利用者は、施設内では次の事項について留意しなければならない
- (1) 火気は禁止/電気系統配線等利用に気をつけること。
  - (2) 管理者及び介護従業者の指導・指示に従い、品性の保持に努め、礼節を守り粗暴な言動をしないこと
  - (3) 故意に器物や設備を破損し、又は許可なく事業所外に持ち出さないこと
  - (4) 許可なく外部より飲食物を持ち込み飲食しないこと(生ものは禁止)
  - (5) 騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。又むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないこと
  - (6) 事業所内で他の利用者に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと
  - (7) その他、事業所の風紀を乱し他の入居者に迷惑を及ぼすことのないよう、常に秩序ある行動に努めること
  - (8) 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする

(非常災害対策)

第 12 条 防災管理者は、消防機関の指導を得て、非常災害対策に備え消防計画・風水害地震等に対処する計画作成し、防火管理者を定め、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う

(緊急時における対応策)

- 第 13 条 ①介護従業者等は事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医又は、協力機関と連絡をとり適切な措置を講じると共に管理者に報告、管理者は代表者と家族に報告しなければならない
- ②事業の実施中に天災その他の災害が発生した場合、介護従業者等は必要により利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡のうえ、その指示に従わなければならない
- ③管理者は日常的に具体的な対処法・協力医療機関との連携方法を確認し、職員に周知させなければならない

(衛生管理及び職員の健康管理)

- 第 14 条 ①利用者の使用する施設・食器その他の設備は、衛生上必要な措置を講じるものとする
- ②事業所において感染症が発生・蔓延しないよう必要な措置を講じる
- ③事業所は、全職員に対して伝染病に関する基礎的な知識を習得させると共に、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする

(秘密の保持義務)

- 第 15 条 ①事業所に勤務する職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を厳守する
- ②事業所は職員であった者が業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じる

(苦情処理)

- 第 16 条 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、受付窓口及び担当者の設置の他、事実関係の調査の実施・改善措置・利用者及び家族に対する説明・記録の整備等の必要な措置を講じるものとする

(損害賠償)

- 第 17 条 ①事業所は、利用者に対する介護サービス計画にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う
- ②前項の損害賠償の為に、事業所は損害賠償責任保険に加入する

(勤務体制の確保)

- 第 18 条 ①利用者に対し適切な介護を提供できるよう、指定認知症対応型共同生活介護従業者の勤務体制を整備する
- ②指定認知症対応型共同生活介護従業者の資質の向上の為に、研修の機会を次の通り設けるものとする
- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

(記録の整備)

第 19 条 ①設備・備品・職員及び会計に関する諸記録を整備保管する

②指定認知症対応型共同生活介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管保存するものとする

③利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする

④当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 ①当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する

(3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く

②事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市役所に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者と介護従業員が協議のうえ、決定するものとする

附則 この規程は平成 14 年 9 月 1 日から施行するものとする

平成 16 年 4 月 1 日 一部改正

平成 18 年 4 月 1 日 一部改正

平成 20 年 7 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 11 月 1 日 一部改正

平成 29 年 1 月 1 日 一部改正

令和 2 年 1 月 1 日 一部改正

令和 3 年 12 月 1 日 短期利用共同生活介護に係る改訂

令和 6 年 4 月 1 日 第 20 条(虐待防止に関する事項)追加